

第 11 号

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

熊本県食の安全安心推進条例（平成17年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改める。

第17条第1号中「第11条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。